

経済産業大臣

林 幹 雄 様

**国の施策等に関する
提案・要望書**

(平成28年4月)

鳥 取 県

消費税の軽減税率の円滑な導入に向けた事業者支援の強化について

《提案・要望の内容》

- 平成29年4月の消費税軽減税率導入に備えて実施される消費税軽減税率対策が円滑に導入されるよう、次の点に配慮すること。
 - ・ 「軽減税率対策補助金」の活用周知を図るとともに、希望する全ての中小・小規模事業者を補助採択すること。
 - ・ 軽減税率の対象商品等が不明確なものがあるため、事業者及び消費者への周知を徹底すること。
 - ・ 区分経理の方法について、様々な業種・業態に応じた講習会等を実施するなど、万全の措置を講じること。

<参考>

【中小企業への影響に関する商工団体の声】

- ◆ 軽減税率の導入によりレジやPOSシステムの更新や区分経理など、特に中小・小規模事業者の経費負担・事務負担が懸念される。
- ◆ 「軽減税率対策補助金」に関して、申請手続き等の問い合わせがあるが、詳細が不明のため案内することができない。
- ◆ 現時点で、軽減税率の考え方や手続きなどの詳細が示されていない状況であり、1年にも満たない準備期間では短すぎる。
- ◆ 葬祭業者が葬儀で食事を提供する場合など、軽減税率の線引きに疑問の声があり、制度が事業者十分に認知されていない懸念がある。業種ごとに経理処理が異なると思われるので、業種ごとのセミナーを複数回開催するなど、周知が必要である。

中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」認定の地方への波及について

《提案・要望の内容》

○「経営力向上計画」認定事業者に適用される特例措置は、地方の中小企業にとって、設備投資による生産性向上や高付加価値化につながる有効な施策であり、地方においても積極的な利活用が図られるよう、当該制度の普及啓発を図るとともに、計画の策定・認定に向け、地方経済産業局や認定支援機関等による質の高いサポートが受けられるよう配慮すること。

<参考>

■鳥取県における経営革新への取組みについて

- 鳥取県では、平成24年度より「鳥取県版経営革新」制度を設け、中小・小規模事業者が実施する新たな取組みの計画を認定し、「商品開発等」「正規雇用奨励」「設備投資」の補助メニューにより支援を実施。県内中小・小規模事業者の「稼ぐ力」強化を促進。
- また、平成27年度補正により生産性を一定程度向上させるサービス開発、試作品開発、生産プロセス改善等への支援を行うため「高度生産性向上型」（補助上限1,000万円）を創設。
- これらの施策により、県内中小企業の生産性向上、高付加価値化実現に向けた取組促進をいち早く実施中。

(1) 県内の経営革新のこれまでの成果 認定・承認件数（H24～28.2末時点）

区分	H24	H25	H26	小計	H27	合計
県版認定	313	226	342	881	350	1,231
法承認	29	21	4	54	12	66

⇒ うち、約4割の企業が設備投資補助を活用（県内中小企業の設備投資を喚起）

(2) 新設する「高度生産性向上型」の制度概要

サービス開発、試作品開発、プロセス改善等による生産性向上の取組みに対して従来よりも手厚い支援を実施。

（計画期間）1～2年（補助限度額）1,000万円

（要件）投資利益率（＝（営業利益＋減価償却費）の増加額／設備投資額）が年3%以上向上、正規雇用2名以上の増加を前提とする計画